

海上災害対策計画 新旧対照表

海上災害対策計画

現 行	修 正 案								
<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 兵庫県</p> <table border="1" data-bbox="181 416 624 552"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会</td> <td>天然記念物や文化財の保護・保全</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4～第7 (略)</p>	機 関 名	災 害 復 旧	教育委員会	天然記念物や文化財の保護・保全	<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 兵庫県</p> <table border="1" data-bbox="1167 416 1610 552"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会</td> <td>史跡・名勝・天然記念物等の文化財の保護・保全</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4～第7 (略)</p>	機 関 名	災 害 復 旧	教育委員会	史跡・名勝・天然記念物等の文化財の保護・保全
機 関 名	災 害 復 旧								
教育委員会	天然記念物や文化財の保護・保全								
機 関 名	災 害 復 旧								
教育委員会	史跡・名勝・天然記念物等の文化財の保護・保全								

海上災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画 第2章 活動・連携体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 広域的な連携体制 (1) (略) (2) 排出油等防除協議会等における連携体制の充実 ① 排出油等防除協議会等は、平時より県等会員間の連携を密にし、必要な資料交換や訓練実施などに努めることとする。 ② <u>県をはじめ排出油等防除協議会等の会員は、会長から出動の要請があった場合、速やかに必要な対応がとれるよう体制を整備しておくこととする。</u> ③ 県と関係のある排出油等防除協議会等としては以下のものがある。 (以下、略) (3) (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 活動・連携体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 広域的な連携体制 (1) (略) (2) 排出油等防除協議会等における連携体制の充実 ① 排出油等防除協議会等は、平時より県等会員間の連携を密にし、必要な資料交換や訓練実施などに努めることとする。 <u>〔 削 除 〕</u> ② 県と関係のある排出油等防除協議会等としては以下のものがある。 (以下、略) (3) (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第5章 災害応急対策への備えの充実 第5節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1 災害ボランティア活動の環境整備 (1)～(5) (略) <u>〔 新 設 〕</u> 2 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第5章 災害応急対策への備えの充実 第5節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1 災害ボランティア活動の環境整備 (1)～(5) (略) (6) 感染症の拡大が懸念される状況下における対応 <u>感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底すること。また、県は、災害ボランティアのPCR検査費用を支援するなど派遣環境を整備すること。</u> 2 (略)</p>

海上災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第2節 情報の収集・伝達</p> <p>[実施機関：県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県農政環境部農政企画局、<u>県農政環境部農林水産局、県国土整備部県土企画局、県国土整備部土木局、県警察本部、沿岸市町、海上保安本部、指定公共機関等</u>]</p> <p>第1～第2 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第2節 情報の収集・伝達</p> <p>[実施機関：県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県農政環境部農政企画局、<u>県農政環境部農林水産局、県国土整備部土木局、県警察本部、沿岸市町、海上保安本部、指定公共機関等</u>]</p> <p>第1～第2 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動体制の展開 第4節 交通・輸送対策の実施 第2款 ヘリコプターの運航 第1 (略) 第2 内容</p> <p>1 県消防防災ヘリコプター</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県内市町からの支援要請手続</p> <p>① (略)</p> <p>② 要請手続</p> <p>県に対するヘリコプターの支援要請は、市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長が神戸市消防局警防部司令課に対し手続を行い、<u>事後速やかに所定の要請書を県（消防課）に提出することとする。神戸市消防局警防部司令課を通じて緊急運航の要請を受けた場合には、防災監は、災害の状況及び現場の気象状況を確認の上、出動の可否を決定し、消防防災航空隊長に必要な指示をするとともに、要請者にその旨を回答することとする。</u></p> <p>ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動体制の展開 第4節 交通・輸送対策の実施 第2款 ヘリコプターの運航 第1 (略) 第2 内容</p> <p>1 県消防防災ヘリコプター</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県内市町からの支援要請手続</p> <p>① (略)</p> <p>② 要請手続</p> <p>県に対するヘリコプターの支援要請は、市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長又はそれらの者から委任された者が、<u>防災監が指定する電話会議システムにより行うものとし、その後、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を消防防災航空隊にファクシミリ等により提出することとする。</u></p> <p>ただし、県災害対策本部（<u>災害警戒本部</u>）が設置された場合は、災害対</p>

海上災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>請を行うこととする。</p> <p>③ 要請先</p> <p>ア 県災害対策本部非設置時</p> <p>・夜間（17:30～翌朝 8:45）の要請は神戸市消防局警防部司令課に対して行う。</p> <p>神戸市消防局警防部司令課 TEL (078)331-0119</p> <p>イ (略)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>策本部事務局に要請を行うこととする。</p> <p>③ 要請先</p> <p>ア 県災害対策本部非設置時</p> <p>・夜間（17:30～翌朝 8:45）の要請は神戸市消防局警防部司令課に対して行う。</p> <p>神戸市消防局警防部司令課 TEL (078)333-0119</p> <p>イ (略)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>